

## 1 通則

### 2 **通則 8 の条を次のように改める。**

- 3 8 日本薬局方の医薬品名，又は物質名の次に( )で分子式又  
4 は組成式を付けたものは，化学的純物質を意味する。日本薬  
5 局方において用いる原子量は，2015年国際原子量表による。  
6 ただし，2015年国際原子量表において原子量の変動範囲で  
7 示される元素の原子量は，2007年国際原子量表による。  
8 また，分子量は，小数第2位までとし，第3位を四捨五入  
9 する。  
10